

行政減量・効率化有識者会議説明資料

(独立行政法人緑資源機構)

平成 20 年 3 月 25 日  
農 林 水 産 省

## 独立行政法人整理合理化計画（抜粋）

平成 19 年 12 月 24 日  
閣 議 決 定Ⅱ. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置  
別表 各独立行政法人について講ずべき措置

## 【農林水産省】

緑資源機構	事務及び事業の見直し
	<p>【緑資源幹線林道事業】</p> <p>○独立行政法人の事業としては廃止する。</p> <p>【水源林造成事業】</p> <p>○費用便益分析の方法の在り方について抜本的に検討するとともに、水源林造成事業が国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に承継される予定の平成 22 年 4 月の前までに、事業の在り方がより適切なものとなるよう抜本的に見直す。</p> <p>○具体的には、事業効果に関する知見の蓄積を図りつつ、その結果を踏まえ、費用便益分析を含む評価手法について見直しを検討するほか、今後の新規契約については、公益的機能を高度に発揮させる観点から、事業のリモデルを行い、契約内容・施業方法を抜本的に見直すこととし、設立が予定されている国有林野事業の一部を移管する独立行政法人へ本事業が継承されるまでの間に、検証を行いつつ、その検証結果に基づき、同独立行政法人においてその本格的な導入を行う等の措置を講じる。</p> <p>【特定中山間保全整備事業】</p> <p>○現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。</p> <p>【農用地総合整備事業】</p> <p>○現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。</p> <p>【海外農業開発事業】</p> <p>○独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて、現在実施中の事業終了により、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務の中に再編・統合する。</p>
	組織の見直し
	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>○平成 19 年度限りで法人を廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○経過措置期間に限り森林総合研究所に承継する地方事務所については、各事業の廃止時のスケジュールに合わせ、必要最小限の実施体制へ再編する。</p>
	運営の効率化及び自律化
<p>【保有資産の見直し】</p> <p>○奈良水源林整備事務所は、現在の場所に立地する必要性等、建物の老朽化をも考慮しつつ検討する。</p> <p>○宮ノ森分室は、平成 20 年度内に売却する。</p> <p>○宿舍のうち、成城ほか 5 件については現在の場所に保有する利便性、必要性等も含め検討を行い、職員宿舍第 1 号（杉並区）ほか 7 件については事業の縮小に伴い処分の検討を行い、職員宿舍第 1 号（札幌市）ほか 1 件については平成 19 年度内に売却し、熊本ほか 1 件については平成 20 年度内に売却する。</p> <p>○いずみ倉庫については、借り上げとの費用対効果を含め検討する。</p>	

森林総合研究所	事務及び事業の見直し
	<p><b>【緑資源機構からの事業の承継】</b></p> <p>○緑資源機構の水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を承継する。</p> <p>(以下、略)</p>

国際農林水産業研究センター	事務及び事業の見直し
	<p><b>【緑資源機構からの事業の承継】</b></p> <p>○緑資源機構の海外農業開発関連業務を国際農林水産業研究センターの設置目的の範囲内で承継する。</p> <p>(以下、略)</p>

## 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案について

平成20年3月  
農林水産省

### I 趣 旨

緑資源機構について、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、本年度限りで解散するとともに、その業務の一部を森林総合研究所に承継させる等の措置を講ずる。

### II 法案の内容

#### 1 独立行政法人緑資源機構法の廃止

独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）は、廃止する。

#### 2 緑資源機構の解散及びこれに伴う措置

##### （1）緑資源機構の解散

緑資源機構は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その権利及び義務は、森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターが承継する。これに伴い、所要の経過措置等の規定の整備を行う。

##### （2）独立行政法人森林総合研究所法の一部改正

緑資源機構が実施している業務のうち、

- ① 水源林造成事業（別に法律で定める日までの間）
- ② 特定中山間保全整備事業
- ③ 農用地総合整備事業

等は、業務の特例として森林総合研究所が実施できることとし、これに伴う所要の規定の整備を行う。

①の別に法律で定める日については、行革推進法第28条及び第50条第1項の規定による検討（国有林野事業の実施主体の検討）と併せて検討し、その結果に基づいて定めるものとする。

### III 施行期日

平成20年4月1日とする。

## 独立行政法人整理合理化計画に基づく水源林造成事業の見直しについて

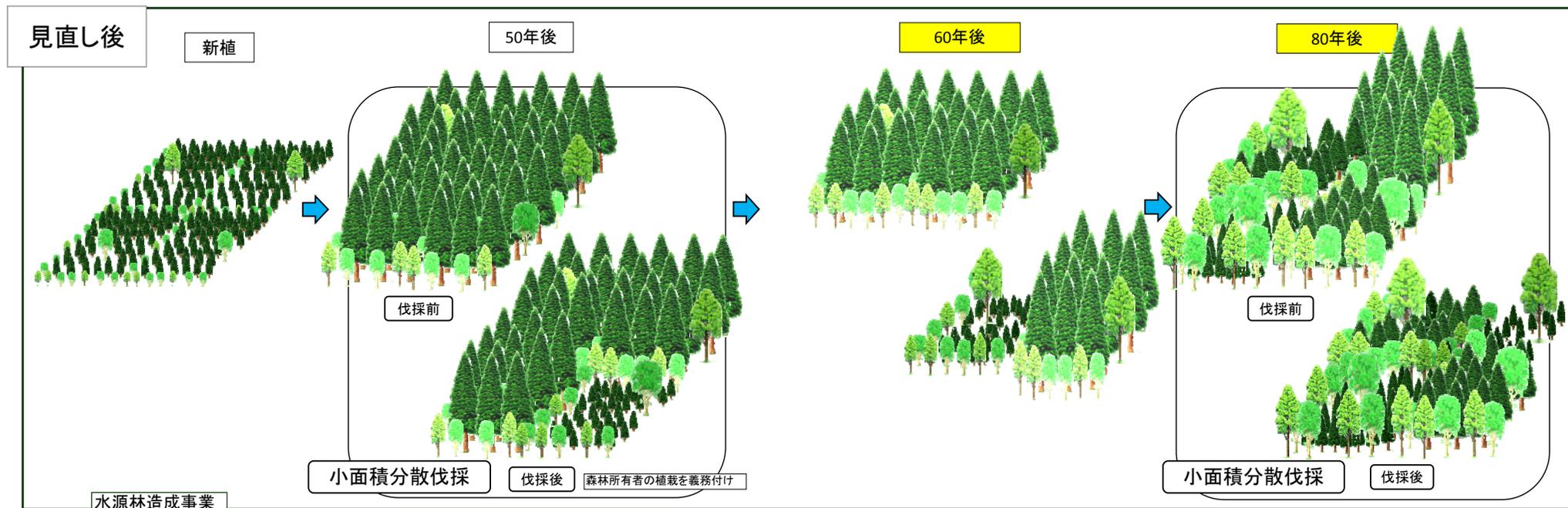
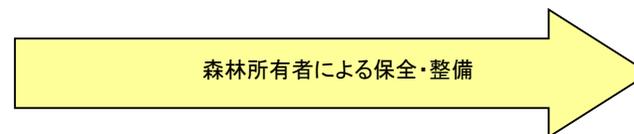
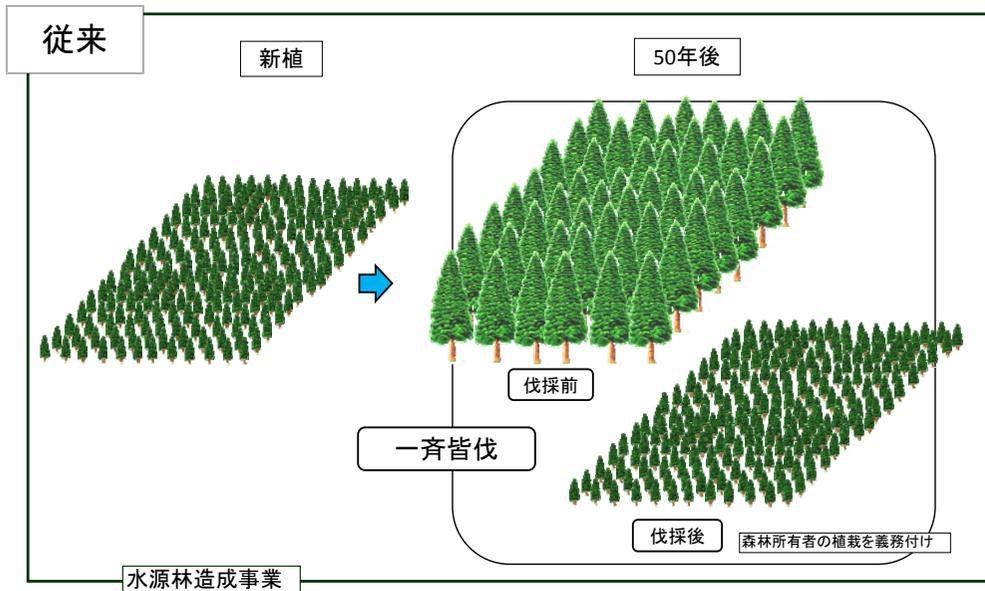
## 1 費用便益分析を含む評価手法の見直しの検討

- 水源林造成事業における費用便益分析については、便益の主な算定手法として現在、代替することが可能な市場財の価値で算定する「代替法」を採用
- 整理合理化計画を踏まえ、評価手法の抜本的な見直しについて20年度から検討に着手。その際には代替法以外の新たな手法の適用可能性について、環境評価や経済学等の専門家の意見を聞くとともに、学識経験者からなる第三者委員会の意見を踏まえて検討を行う予定

## 2 事業の見直し

- 水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させ、将来の維持管理コストを低減させる観点から、新規契約について、
  - ① 主伐を一時期に行うのではなく、50年生から80年生程度までにわたって分散する
  - ② 伐採面積を小面積とする
  - ③ 針広混交林化を促進する施業のみとするなど、事業内容の大幅な見直しを20年度から実施
- 設立が予定されている国有林野事業の一部を移管する独立行政法人へ本事業が承継されるまでの間に、新規契約の見直しについての検証を実施

# 水源林造成事業における新規契約地の施業の見直し(イメージ)



## 雇用対策の検討状況

## 緑資源機構、農林水産省・林野庁としての自助努力(案)

## 1 緑資源機構としての自助努力

## (1) 定年退職、不補充の実施

平成25年度末までに約150人の定年退職が発生するが、定年退職による減員分については不補充で対応

## (2) 定年前退職促進策の検討

今後の要員推移を見極めつつ、定年前退職促進策について具体的に検討

## 2 農林水産省・林野庁としての自助努力

## (1) 経過措置法人(森林総合研究所)における受入措置

以下のとおり、一定の受入措置について、その数は限定的であるが、20年度予算概算決定

- ・ 水源林造成事業に係る森林調査の見直し等による受入
- ・ 既着工の幹線林道を地方公共団体に移管するまでの間の最低限の応急処理工事等を実施するための受入
- ・ 幹線林道に係る負担金・賦課金を徴収するための受入

## (2) 農水省所管独法、農水省所管法人、その他法人に対する農水省からの受入要請

農水省所管独法等のみならず、その他の法人に対しても、農水省として受入要請を実施する方向で検討中

## 関係府省による雇用対策連絡会の設置について

独立行政法人整理合理化計画の実施に伴う雇用対策連絡会の設置について

平成20年2月8日

行政改革推進本部事務局

## 1 趣旨

(1) 「独立行政法人整理合理化計画」(H19.12.24 閣議決定)の実施に際しては、雇用対策に十分な配慮を行いつつ、独立行政法人の事業の廃止や組織の統廃合を進めていくこととする。

(2) このため、独立行政法人の事業・組織の廃止等に伴って必要となる職員の配置転換等を円滑に進める観点から、雇用対策連絡会を設置する。

(3) 連絡会の当面の業務としては、19年度限りの廃止が予定されている緑資源機構に関する雇用対策に取り組む。

## (構成)

行政改革推進本部事務局、総務省、財務省  
各府省の独立行政法人業務窓口課

農水省の緑資源機構の雇用対策業務の関係課